



大津市公報

平成 26 年 12 月 26 日
号外 (第 77 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 139 大津市民病院経営形態検討委員会規則..... 1
- 140 大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

告 示

- 295 志賀聖苑及び大津聖苑の指定管理者の指定について..... 2
- 296 スカイプラザ浜大津の指定管理者の指定について..... 2
- 297 大津市伝統芸能会館の指定管理者の指定について..... 2
- 298 大津市立障害者福祉センターの指定管理者の指定について..... 2
- 299 大津市木戸つどいの広場の指定管理者の指定について..... 3
- 300 大津市東部つどいの広場の指定管理者の指定について..... 3
- 301 大津市総合保健センターの運動実践室及びトレーニングルームの指定管理者の指定について..... 3

規 則

大津市民病院経営形態検討委員会規則を公布する。
平成26年12月26日

大津市長 越 直 美

大津市規則第139号

大津市民病院経営形態検討委員会規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)第4条の規定に基づき、大津市民病院経営形態検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、大津市民病院の経営形態の見直しに関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。
(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から市長に答申を行う日までとする。
(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。
(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例(平成26年条例第91号)の施行の日から施行する。

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年12月26日

大津市長 越 直 美

大津市規則第140号

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大津市国民健康保険条例施行規則(昭和37年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「30,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第17条の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

告 示**大津市告示第295号**

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成26年12月26日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 志賀聖苑及び大津聖苑
- 2 指定管理者の名称及び所在地 五輪・日本管財グループ
構成団体 富山市奥田新町12番3号 株式会社五輪
西宮市六湛寺町9番16号 日本管財株式会社
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

大津市告示第296号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成26年12月26日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 スカイプラザ浜大津
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市鶴の里16番1号 株式会社ビー・ビー・シー・サービス
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

大津市告示第297号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成26年12月26日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市伝統芸能会館
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津PAC&KLPグループ
構成団体 大阪市北区大淀南一丁目10番2号 株式会社ピーエーシーウエスト
神戸市中央区海岸通6番地 国際ライフパートナー株式会社
東京都中央区新富二丁目8番1号 株式会社パシフィックアート
センター
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

大津市告示第298号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成26年12月26日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立障害者福祉センター
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市におの浜四丁目2番33号 社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

大津市告示第299号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成26年12月26日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市木戸つどいの広場
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市木戸803番地 特定非営利活動法人子育てネットワーク志賀うりぼう
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

大津市告示第300号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成26年12月26日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市東部つどいの広場
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市羽栗一丁目6番3号 ほっこりひろばの会 代表 谷口 久美子
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

大津市告示第301号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成26年12月26日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市総合保健センターの運動実践室及びトレーニングルーム
- 2 指定管理者の名称及び所在地 京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町680番地1 株式会社ビバ
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで